

# 令和5年6月 農業委員会総会

令和5年6月7日（水）

分庁舎2階第2多目的室

午後3時00分から午後4時00分まで

## 1. 出席者

### <農業委員>

1番	綿貫清	6番	宮田早苗
3番	石橋義弘	7番	飯田隆男
4番	相京文夫	8番	京増孝一
5番	木我恭子		

### <農地利用最適化推進委員>

篠原庄一	竹尾謙一
高崎孝	小坂和男
斉藤孝壹	

## 2. 欠席者（農業委員）

2番 石渡潤一

## 3. 農業委員会事務局 中村事務局長・鵜澤副主査（書記）・石橋主事

## 4. 議題

第1号議案	農用地利用集積計画について（4件）
第2号議案	農地法3条許可申請について（3件）

# 酒々井町農業委員会総会会議録

令和5年6月7日（水）

中村事務局長 ただいまから令和5年6月の農業委員会総会を開会いたします。それでは、総会次第によりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

相京会長 本日もお疲れ様です。あと少しで委員の任期が満了となりますが、先月お伝えした通り、改選に伴う研修の実施について議案終了後に話し合いの場を持ちたいと思います。本日も議案が2件ありますので慎重審議よろしくお願ひします。

中村事務局長 ありがとうございます。それでは、議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長をお願いいたします。

相京議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、7名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、6番 宮田早苗委員、7番 飯田隆男委員を指名します。また、書記に事務局の鶴澤副主査を任命します。なお、本日の総会は、議案2件その他となりますので、よろしくお願ひします。

相京議長 始めに、第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号1について、事務局より説明願ひます。

中村事務局長 第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号1について説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。貸付者は上岩橋在住者・借受者は佐倉市に住所を有する法人です。なお、借受者の法人の代表者は、既に貸付者の了承を得て圃場整備を実施しており、現地を確認したところ、既に圃場が整備されており作付けがなされていました。設定場所は、伊篠・上岩橋の

農地2筆で、地目は畑、面積は合計で4,810㎡、利用計画は畑です。権利の種類は使用貸借です。設定期間は、3年の新規設定です。位置につきましては、2ページの位置図をご覧ください。なお、整理番号1の計画につきまして、農業経営基盤強化促進法に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明等については小坂委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

小坂推進委員 先月の総会の申請の際も話したとおり、貸付者の〇〇〇〇さんは高齢で、会社勤めの〇〇も農業を継ぐ意思はないことから農機具一式を処分済みとなっています。先月は田、今月は畑について、新たな借受者との権利設定となります。遊休農地を増やさないために本申請地についても新たな耕作者が現れたことは地元でも歓迎しております。

相 京 議 長 小坂委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようですので、これから採決を行います。農用地利用集積計画の整理番号1について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

中村事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号1につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 続いて、第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号2について事務局より

説明願います。

中村事務局長 第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号2について説明させていただきます。資料の3ページをご覧ください。貸付者・借受者とも佐倉市在住者です。設定場所は、墨の農地3筆で、地目は畑、面積は合計で2,279㎡、利用計画は畑です。権利の種類は使用貸借です。設定期間は、6年の新規設定です。位置につきましては、4ページの位置図をご覧ください。なお、整理番号2の計画につきまして、農業経営基盤強化促進法に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせて頂きます。

相京議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明等については高崎委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

高崎推進委員 現地を確認した時点では少し草が生えていましたが、再生可能な状態です。権利設定については問題ないと思います。

相京議長 高崎委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相京議長 特にないようですので、これから採決を行います。農用地利用集積計画の整理番号2について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

中村事務局長 挙手全員です。

相京議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号2につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 続いて、第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号3及び4について貸付者が同一の案件となりますので、事務局より併せて説明願います。

中村事務局長 第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号3・4について併せて説明させていただきます。資料の5ページ・7ページをご覧ください。貸付者は成田市在住者、借受者は整理番号3については上岩橋在住者、整理番号4については成田市在住者です。設定場所は印旛沼新田の農地3筆で、地目は田、面積は合計で4, 155㎡、利用計画は田です。賃借料は10aあたり1.5俵です。設定期間は、10年の新規設定です。位置につきましては、6ページ・8ページの位置図をご覧ください。なお、整理番号3・4の計画につきまして、農業経営基盤強化促進法に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明等については竹尾委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

竹尾推進委員 現地を確認したところ、整理番号3・4とも既に苗が植えられていました。耕作の意思があるようなので問題ないと思います。

相 京 議 長 竹尾委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようですので、これから採決を行います。採決については、整理番号ごとに行います。農用地利用集積計画の整理番号3について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

中村事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員 でございますので、農用地利用集積計画の整理番号 3 につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 続いて、整理番号 4 について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

中 村 事 務 局 長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号 4 につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 続いて、第 2 号議案 農地法第 3 条許可申請 整理番号 1 についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

中 村 事 務 局 長 第 2 号議案 農地法第 3 条許可申請 整理番号 1 について説明させていただきます。資料の 9 ページをご覧ください。譲受人は佐倉市在住者、譲渡人は横浜市在住者で、譲渡人は譲受人の〇〇〇となります。申請に至った経緯は、譲渡人夫婦が遠方在住かつ農業経験がないことから、実質的に譲受人夫婦が本申請以前から本申請地を耕作してきた経緯があり、このたび正式に所有権移転し権利関係を整理しようとしたことが本申請の目的です。なお、譲受人夫婦は〇〇歳代と高齢ですが、〇〇市・〇〇〇市在住の〇〇歳代の〇〇 2 人が現在も耕作を手伝っており、いずれは〇〇のどちらかが相続し耕作を続けることが可能とのこと。申請地は、馬橋の農地 1 筆で、地目は畑、面積は 2, 4 7 2 m<sup>2</sup>です。作付作目は落花生・ブルーベリー等で、権利の種類等は所有権移転です。位置につきましては、1 0 ページの位置図、1 1 ページの公図をご覧ください。また、皆様のお手元に配布させていただきましたが、高崎委員から現地調査結果表が提出されており、特に問題はないとのことでした。以上で説明を終わらせていただきます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員は高崎委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

高崎推進委員 事務局の説明の通りで、問題ないと思います。

相 京 議 長 なお、申請人が町外在住者ですが、親族間の贈与であるため本人からの意見聴取は省略させていただきます。それでは、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

京 贈 農 業 委 員 本申請地はヤードの奥の小高い丘の孤立したような場所ですが、散水用の水の確保はできているのですか。

鶴 澤 副 主 査 水の確保については確認できておりませんが、現地を確認したところ、落花生、栗等が栽培されており、きれいに管理されていたので、水の確保は可能で耕作に支障はないと思われます。現地確認した際のカラーコピーの写真をお配りしますのでご覧下さい。

京 贈 農 業 委 員 写真を見ると、家庭菜園のように多品種が植えられており、きちんと耕作しているようで問題ないと思います。

相 京 議 長 特にないようでしたら、これから採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。

中 村 事 務 局 長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号1につきましては、許可することに決定します。

相 京 議 長 続いて、第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号2についてを議題と

し、事務局の説明を求めます。

中村事務局長 第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号2について説明させていただきます。資料の12ページをご覧ください。譲受人・譲渡人とも上岩橋在住者です。申請地は、上岩橋の農地1筆で、登記地目は田、現況地目は畑、面積は合計で469㎡です。申請理由は、農業経営の規模拡大とのこと。作付作目はネギ・芋等で、権利の種類等は所有権移転です。位置につきましては、13ページの位置図、14ページの公図をご覧ください。また、皆様のお手元に配布させていただきましたが、小坂委員から現地調査結果表が提出されており、特に問題はないとのことでした。以上で説明を終わらせていただきます。

相京議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員は小坂委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

小坂推進委員 本申請地は譲受人の住居に隣接した場所にあり、申請は妥当なものであると考えます。また、本申請地の隣接地には○○○○○○○○という施設がありますが、相互に影響が及ぶことはなく問題ないと思います。

相京議長 小坂委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相京議長 特にないようでしたら、これから採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。

中村事務局長 挙手全員です。

相京議長 採決の結果、挙手全員でございますので、第2号議案 農地法第3条許可申

請 整理番号2につきましては、許可することに決定します。

相 京 議 長 続いて、第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号3についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

中村事務局長 第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号3について説明させていただきます。資料の15ページをご覧ください。譲受人は墨在住者、譲渡人は馬橋在住者です。申請地は、墨の農地1筆で、地目は畑、面積は991㎡です。申請理由は、農業経営の規模拡大とのこと。本申請は耕作面積50a未満での申請となりますが、令和5年4月1日より農地法3条許可申請において面積要件が廃止されており、現行の許可要件である

- ・農地全てを効率的に利用して耕作を行うこと
- ・耕作に必要な農作業に常時従事すること
- ・農地の集団化・農業上の効率的な利用等に支障を生じないこと
- ・農作業に年150日以上従事すること

といった要件を譲受人は満たしているため、許可することに問題ない案件であると思われます。なお、譲受人は〇〇歳と高齢ですが、〇〇歳の〇〇がおり、いずれは〇〇が相続し耕作を続けることが可能とのこと。また、申請地は譲受人の経営する寺の前の土地で、進入路の関係で譲受人以外の者が耕作することが困難であること、隣接する畑を既に譲受人が耕作していることから本申請は妥当なものであると思われます。作付作目はネギ・大根等で、権利の種類等は所有権移転です。位置につきましては、16ページの位置図、17ページの公図をご覧ください。また、皆様のお手元に配布させていただきましたが、高崎委員から現地調査結果表が提出されており、特に問題はないとのことでした。以上で説明を終わらせていただきます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員は高崎委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

高崎推進委員 本申請地は既に何年も前から〇〇〇〇さんが地権者の〇〇〇〇〇さんの合

意を得て草刈りし管理しております。申請内容については事務局の説明の通りで問題ないと思います。

相 京 議 長 高崎委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようでしたら、これから採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。

中村事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号3につきましては、許可することに決定します。

相 京 議 長 次に、その他について、事務局より説明をお願いします。

(改選研修について)

(その他)

相 京 議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

中村事務局長 7月は委員改選となりますので、通常総会の他に、任期満了となる7月19日以降に改選後の初総会を予定しております。通常総会を6日の木曜日、改選後の初総会を20日の木曜日でいかがでしょうか。

相 京 議 長 ただ今、通常総会を6日の木曜日、改選後の初総会を20日の木曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。特にないようなので、来月の

総会は、通常の本会を6日の木曜日、改選後の初本会を20日の木曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、その他が終了しましたので、議長を降ろさせていただきます、事務局にお返しします。慎重審議ありがとうございました。

中村 事務局長 それでは、これで6月の本会を閉会いたします。